〔レフェリー付論文〕

米国における退職給付会計の変遷に関する考察
―APB 意見書第８号公表後から SFAS 第87号まで―

藤　田　直　樹

要　旨

本稿では、APB 意見書第８号公表後から SFAS 第87号までの米国の退職給付会計において、どのような時代背景が退職給付会計の論点に影響を与えたのかを考察した。時代背景は年金債務の概念に影響を与えた。ERISA 制定により累積給付債務（ABO）が、そしてインフレの影響と生産性の向上により予測給付債務（PBO）が必要になったと考えられる。また、会計処理に関する論点で、SFAS 第87号では「各期間の従業員の勤労による発生額と対応しない会計処理が存在したこと」という問題点が完全には解決されていない。SFAS 第87号では、将来の昇給部分を年金債務の算定に含めるべきかという問題点については明確な根拠が示されておらず、理論的な根拠を明確にする必要がある。

キーワード：予測給付債務（Projected Benefit Obligation：PBO）、累積給付債務（Accumulated Benefit Obligation：ABO）、確定給付債務（Vested Benefit Obligation：VBO）、純期間年金費用（Net Periodic Pension Cost）、エリサ法（The Employee Retirement Income Security Act：ERISA）

Ⅰ　序

本稿は会計原則審議会意見書（Accounting Principles Board Opinion、以下 APB 意見書）第８号公表後から財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards、以下 SFAS）第87号までの米国における退職給付会計

の制度化・改訂に焦点を当て、どのような時代背景が退職給付会計の論点に影響を与えたのかを考察することを目的としている。SFAS 第87号は、年金債務概念として予測給付債務（Projected Benefit Obligation、以下 PBO）の採用、外部積立機関も含んだ財政状態の表示、発生主義に基づく費用計上方法の統一を行っており、今日の国際会計基準や日本の退職給付会計基準に大きな影響を与えた。SFAS 第87号が成立した時代背景や会計処理に関する論点分析を行うことによって、残された問題点を明らかにしたい。

本稿の分析にあたって、1966年に公表された APB 意見書第８号の問題点を整理しておきたい。藤田（2015）では、米国における退職給付会計の誕生から APB 意見書第８号公表までを取り扱った。APB 意見書第８号における退職給付会計に関する会計処理に関しては、①受給権未獲得部分に関する年金給付額が一部しか計上されなかったこと、②各期間の従業員の勤労による発生額と対応しない会計処理が存在したこと、③外部積立機関の捉え方、の３点が問題点であった。問題点①は、APB 意見書第８号まで財務諸表に受給権未獲得部分を全額計上ではなく、未計上、部分的計上の場合があった。そのため、受給権のない従業員の勤労による債務額全額を財務諸表から把握できなかった。問題点②は、各期間の年金費用を算定する保険数理計算方法として、「発生給付原価方式」と「予測給付原価方式」の複数の会計処理が認められていた。「発生給付原価方式」の場合は従業員の勤労による各期間の発生額を適正に認識することができる。それに対して、「予測給付原価方式」の場合は発生額を従業員が「勤労を行った期間に」必ず認識するわけではなく、他の期間にも配分されていた。つまり、年金費用の算定で複数の会計処理が認められていた。このような会計処理では従業員の勤労による発生額を各期間で適正に認識することができなかった。問題点③は、APB 意見書第８号まで外部積立機関への積立額が企業の財務諸表に反映されていなかった。そのため、外部積立機関も含んだ企業の退職給付に関する積立状況を利害関係者に報告できなかった。このような問題点について、その後の SFAS 第87号までの退職給付に関する会計基準においてどのように対応したのかを

検討する。

また、米国の退職給付会計における時代背景に関して、APB 意見書第８号が公表された当時、企業の年金積立は任意で行われていた。そのため、従業員の受給権は保護されていなかった。しかし、1974年、エリサ法（The Employee Retirement Income Security Act、以下 ERISA）が制定されたことにより、従業員の受給権は保護された。これにより、企業は年金給付のための積立が義務付けられた。また、ERISA は、「生活保障説」と「功労報償説」という APB 意見書第８号公表時の退職給付の考え方にも変化を及ぼした。そして、米国の退職給付会計は米国経済の影響も受けた。このような時代背景が SFAS 第87号までの退職給付に関する会計基準に及ぼした影響についても考慮したい。

Ⅱ　ERISA 制定と1975年 DM における論点整理

1．ERISA 制定による影響

（1）受給権の保護

APB 意見書第８号が公表された1960年代の米国は、経済成長率が物価上昇率を上回ることが多く、比較的好景気であった（土居 2010, 63-67頁）。しかし、1970年代に入ると好景気の状況は続かなかった。外部積立機関で運用されていた企業年金の株式は暴落し、年金の株式総額が1972年から２年間で45％も減少した（右谷 1993, 187頁）。また、米国は中東から石油を安価で輸入していたが、２度の石油ショックにより石油輸入額の高騰と10％以上の物価上昇率を経験した（土居 2010, 63-67頁）。この米国経済が不景気へ変化していった1974年に、退職給付では従業員の受給権を保護することを目的として、ERISA が制定された。ERISA は確定給付企業年金制度における従業員の加入資格や受給権付与の方法、年金積立を規定することに焦点が置かれている。ERISA 制定以前は企業の任意で年金積立が行なわれており、受給権に相当する年金給付を受けられない従業員が存在した。業績が悪化したスチュードベイカー社がその例である（Wooten, J. A. 2004, pp. 51-79）。

しかし、ERISA 制定により企業は毎年年金積立を行なわなければならないよう変更された。これにより従業員の受給権が保護され、従業員は退職後に受給権に相当する年金給付を受けることができたと考えられる。

また、従業員の受給権を保護するために、米国は年金給付保証会社（Pension Benefit Guaranty Corporation、以下 PBGC）を設立し、確定給付企業年金制度が解散した場合でも、PBGC から企業の純資産額の30％を上限として企業年金が支払われるように規定された（Benefits Link 2012, ERISA 4062（b）; Treynor 1977, pp. 633-634）。つまり、企業の業績が悪化し、企業年金制度が解散することになった場合でも、従業員の受給権を保護する仕組みが設けられた。

（2）退職給付の考え方の変化

ERISA で従業員の受給権が保護されたことにより、退職給付の考え方も変化した。ERISA 制定前は鉄道産業において「生活保障説」、他産業において「功労報償説」が存在した。

「功労報償説」の場合、勤労を行なった従業員への年金給付の有無は企業によって決定された。つまり、「功労報償説」による年金給付は恩恵的な給付であった。この場合、従業員には年金給付を受ける権利が存在ない。そのため、従業員の年金給付に備えた積立が必要とは断定できない。ERISA 制定で勤労を行なった従業員の受給権が保護されたことにより、企業には受給権のある従業員へ将来年金給付を行なう義務が生じる。つまり、「功労報償説」は従業員の勤労を条件に将来年金給付が行なわれる「賃金後払説」（第一生命保険相互会社 1982, 16頁）に変化したと考えられる。「賃金後払説」では受給権のある従業員への年金給付を将来行なうために、その年金給付に備えた積立が必要になる。つまり、「功労報償説」から「賃金後払説」への変化により、企業の財務諸表に退職給付に関する積立状況を反映させる必要があったと考えられる。

「生活保障説」は従業員の退職後の生活を保護することに焦点が当てられている。ERISA 制定での従業員の受給権保護は、勤労を行なった従業員の

受給権を保護することに焦点を当てている。従業員の受給権が保護されることで、従業員は退職後に年金給付を受けることができる。よって、「賃金後払説」は「生活保障説」を含むと考えられる。「生活保障説」と「賃金後払説」の違いは従業員の勤労に焦点を当てて年金給付の条件として設定されているかどうかであり、ERISA 制定後「生活保障説」も「賃金後払説」へ変化したと考えられる。

以上より、ERISA 制定後、米国における退職給付の考え方は「賃金後払説」に変化したと考えられる。

2. 1975年 DM における論点整理

財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下 FASB）は1974年の ERISA 制定により、２つのプロジェクトを設けることにした。1975年の Discussion Memorandum（以下1975年 DM）「従業員の給付制度に関する会計と報告に関連する論点の分析」（an analysis of issues related to Accounting and Reporting for Employee Benefit Plans）が１つ目のプロジェクトである。1975年 DM で取り扱われている論点の中で、本稿に関係のある論点は①財務報告エンティティー、②各期間の費用計上基準、③年金債務の概念、④年金債務の算定方法、の４点である。1975年 DM ではこの４点に関して今後どのような方法を採用するかが議論された。

①の財務報告エンティティーは、企業年金制度の報告エンティティーの特定に関する論点に該当する。1975年 DM が公表された当時、「財務諸表の基本目的は、経済的意思決定の役に立つ情報を提供することである」（AICPA 1973, p. 13）、とされていた。このような会計の考え方を踏まえて、①の論点は企業年金制度と外部積立機関のうちどちらに基づいて財務報告を行うかで議論が行なわれた。企業年金制度を報告エンティティーとして採用する場合、年金債務と制度資産との差額が貸借対照表に表示される（中野 1994）。つまり、企業が負う年金債務と外部積立機関への年金積立額を両方とも重要と捉えている。企業年金制度を支持する理由として、「報告エンティティー

は、企業年金制度管理者が報告しなければならない企業年金制度の契約条件に基づいて、結果として生じる制度資産、権利、年金債務である」（FASB 1975, par. 78）という見解が示された。それに対して、外部積立機関を報告エンティティーとして採用する場合、年金債務と制度資産は差額ではなく、総額が貸借対照表に表示される（中野 1994）。つまり、外部積立機関への積立額のみが重要と捉えられている。そのため、退職給付に関する積立状況が企業と外部積立機関とで別々に財務諸表に反映される。外部積立機関を支持する理由として、「企業年金制度は年金に関する文書と契約のセットで構成され」、「年金給付を提供する契約は会計と報告エンティティーにはなら」ず、「年金契約を履行するための資産の分離のみが会計と報告エンティティーになる」としている（FASB 1975, par. 77）。

②の各期間の費用計上基準は、現金主義と発生主義のどちらを今後の会計基準で採用するかに関する論点である。米国の退職給付会計では1968年のAPB 意見書第８号で発生主義を採用する以前は現金主義があった。ERISA 制定後の当時は、現金主義と発生主義のうちどちらを採用するかで見解が分かれた。現金主義を支持する理由は、他の費用計上基準よりも簡単に適用と運営が行なえることが挙げられた（FASB 1975, par. 126）。発生主義を支持する理由は、①他の費用計上基準は企業年金制度の取引すべてを記録する計上基準ではない、②発生主義が企業年金制度の財務諸表の比較可能性を高める、の２点が挙げられた（FASB 1975, pars. 131-140）。つまり、各期間の取引や事象を記録して、財務諸表に反映するのが発生主義を支持する理由に含まれている。

③の年金債務の概念は、退職時までと各期末までのうちどちらの従業員の勤労に基づいて年金債務を測定するかが議論された。退職時までの従業員の勤労に基づいて年金債務を測定する場合、従業員の将来の昇給部分も年金債務に含まれる。この場合の年金債務が PBO である（FASB 1985b, par. 16）。PBO を退職給付に関する全給付額が反映されることを理由に支持する見解がある一方で、各期末時点で従業員が将来の昇給部分に関する勤労を行って

いないことを理由に反対する見解もあった（FASB 1975, pars. 298-302）。また、受給権確定部分のみを年金債務と捉える概念を確定給付債務（Vested Benefit Obligation、以下 VBO）という（FASB 1985b, par. 18）。VBO は企業年金制度が解散するという立場から年金債務の概念を捉えており、企業年金制度が継続するという立場に立てば各期末までの従業員の勤労に基づいて年金債務を測定すべきとされた（FASB 1975, pars. 314-315）。この各期末までの従業員の勤労に相当する年金債務の概念を累積給付債務（Accumulated Benefit Obligation、以下 ABO）という（FASB 1985b, par. 18）。次のような等式が成り立つ。

1. VBO＝受給権確定部分
2. ABO＝VBO＋受給権未確定部分
3. PBO＝ABO＋将来の昇給部分

年金債務の概念は VBO、ABO、そして PBO のうちどれを採用するかで今後議論が行われていく。

④の年金債務の算定方法は、各期間の年金費用の算定にも関わってくる。各期間の年金債務に関する変動額は退職給付に関する損益項目として財務諸表に反映される。堤（1991）は、APB 意見書第８号が年金債務を貸借対照表に計上することではなく、保険数理計算により年金費用を算定することを重視している、という見解を示した（堤 1991，13頁）。その後、ERISA で毎年年金積立を行うことが企業の義務になったため、貸借対照表で退職給付に関する積立状況の表示を重視する必要があった。これにより、年金債務に着目した算定方法を考える必要があったと考えられる。1975年 DM では、APB 意見書第８号で規定された保険数理計算方法が年金債務を測定するのに十分かどうかが議論された。APB 意見書第８号では「発生給付原価方式」と４つの「予測給付原価方式」が年金債務の算定方法として規定されていた。1975年 DM では、FASB が企業年金制度の財務報告を目的とした年金債務の算定方法を特定すべきかを取り上げた。FASB が年金債務の算定方法を特定すべきとする考え方を支持する見解と不支持の見解に分かれた。支持する見

解は、企業年金制度間の財務報告の統一を理由に挙げている（FASB 1975, par. 380）。それに対して、不支持の見解はAPB意見書第8号の保険数理計算方法を支持していると考えられる。その理由として、年金債務の算定方法の統一が重要ではなく、企業年金制度の将来の年金給付に関する積立が十分行われているかを評価することだとしている（FASB 1975, par. 381）。つまり、不支持の見解は企業年金制度間の財務報告の統一を重要と考えていない。また、当時、「発生給付原価方式」と「予測給付原価方式」に対する批判があった。「発生給付原価方式」に関しては将来の昇給部分を反映できないという批判があった（FASB 1975, par. 386）。「予測給付原価方式」に関しては各期間の費用を任意に配分していることに対する批判があった（FASB 1975, par. 392）。これは、従業員の各期間の勤労による発生額を認識するわけではなく、他の期間にも配分されていたことを意味する。このように、FASBは年金債務の算定方法を特定するか、APB意見書第8号で規定されている保険数理計算方法を継続採用するかを議論する必要があった。

Ⅲ SFAS第35号と第36号の論点分析

1. SFAS第35号の公表と論点分析

FASBは1980年にSFAS第35号「確定給付年金制度による会計と報告」（Accounting and Reporting by Defined Benefit Pension Plans）を公表し、初めて確定給付年金制度の会計基準を公表した。これはERISA制定による1つ目のプロジェクトの完成版であり、1975年DMの論点に対する答えを示した。

SFAS第35号では、①企業年金制度を報告エンティティーに採用、②発生主義の採用、③ABOの採用、④APB意見書第8号の保険数理計算方法の否定、の4点が特徴である。

①の企業年金制度を報告エンティティーに採用することに関して、FASBは「年金給付を行なう約束とその約束を遂行するための資産との両方に関する財務情報が財務諸表利用者にもっとも重要な財務諸表を提供するために必

要不可欠だ」という理由から、企業年金制度を報告エンティティーに採用するという結論を出した（FASB 1980a, par. 47）。これにより、企業年金制度の財務報告には制度資産と年金債務の両方が含まれるようになった。そして、SFAS 第35号では、確定給付年金制度の従業員への給付支払能力を評価するのに役立つような財務情報を提供することが公表目的に挙げられた（FASB 1980a, p. 5）。「給付に利用できる純資産と支払われる給付に関する情報を提供することが重要だ」（FASB 1980a, par. 130）ということからも明らかなように、1975年 DM に対する FASB の結論が反映されている。このように、SFAS 第35号では外部積立機関の退職給付情報の開示が行なわれた（FASB 1980a, par. 15）。

②の発生主義の採用に関して、1975年 DM に対するコメントでは大多数が発生主義を支持した（FASB 1980a, par. 87）。これを受けて、FASB は発生主義を支持し、発生主義を費用計上基準として採用することを決定した（FASB 1980a, par. 88）。

③の年金債務の概念を巡る論争は、1975年 DM で論点に挙がった年金債務の概念についてである。SFAS 第35号において、VBO と ABO のうちどちらを支持するかで次のように見解が分かれた[1)]。

- VBO を支持する見解（FASB 1980a, pars. 140-141）
  - A）受給権未確定部分は受給権が付与されるための条件を満たさなければ給付されない
  - B）ERISA の受給権に対する考えと一致する
  - C）受給権未確定部分は将来給付されると保証されたものではないため、それを含めた表示を行うことで企業年金制度に加入している従業員を混乱させる
- ABO を支持する見解（FASB 1980a, par. 141）
  - A）受給権未確定分に関する情報を提供することにより年金積立に関す

1）　SFAS 第35号で PBO は規定されていない。

る経営意思決定に影響を与えるかもしれない

このように区分される VBO 支持と ABO 支持の見解の中で、FASB は ABO を年金債務として支持する結論を出した。FASB はその結論に至った理由として、「給付情報は従業員が勤労を行ったことと引き換えに支払われると予想される給付と関連させるべき」(FASB 1980a, par. 153) と考えた。FASB は従業員の勤労部分に関する年金給付が行なわれることを期待した (FASB 1980a, par. 153)。これは、従業員が勤労を行った部分を財務諸表に反映することを重視していると考えられる。これより、序論の問題点①受給権未獲得部分に関する年金給付額が一部しか計上されなかったこと、は財務諸表へ全額計上という方向が示された。また、ERISA では企業の都合で従業員の勤労により発生した給付を減額すること認められていない (Benefits Link 2012, ERISA 204, par. (g))。この規定は FASB の結論を強固にしていると考えられる。

④の APB 意見書第８号の保険数理計算方法の否定では、企業がどの保険数理計算方法を選択するかで各期間の費用計上額は異なる。しかし、1974年に ERISA で従業員の受給権が保護され、企業は将来の年金給付のための積立が義務付けられた。そして、FASB は①年金積立を重視する必要性、②比較可能性、の２点を重要だと考え、APB 意見書第８号による複数の保険数理計算方法が財務諸表の比較可能性を損なうことを理由に、APB 意見書第８号の保険数理計算方法を否定した (FASB 1980a, par. 165)。ERISA 制定で各期間の年金積立が企業の義務になったことにより、各期間の企業の財政状態の変動を財務諸表へ反映することが重視されるようになったと考えられる。

2. SFAS 第36号の公表とその内容

SFAS 第35号が公表された1980年に、SFAS 第36号「年金情報の開示 (APB 意見書第８号の改訂)」(Disclosure of Pension Information (An Amendment of APB Opinion No. 8)) も公表された。SFAS 第35号で確定給付企業年金制度の報告が規定されたことより、FASB は APB 意見書第８号の企業の退職給

付に関する開示項目を修正した。そして、SFAS 第36号では企業年金に関する開示項目が増加した。その背景は、「年金制度の財政状態についての事業主の財務諸表で比較可能な開示が欠けていたことから既存の開示に関する基準を改訂する必要がある」（FASB 1980b, par. 2）と示されている。SFAS 第36号の開示項目は以下のとおりである（FASB 1980b, pars. 7-8）。

1. 存在する年金制度、対象となる従業員集団
2. 企業の会計方針と年金積立方針の説明
3. 各期間の年金費用計上額
4. 会計方針の変化、環境の変化、制度の設立や改訂など全期間の比較可能性に影響を与える重要な事柄の特徴と効果
5. ABO の保険数理現在価値（受給権確定部分と受給権未確定分に分ける）
6. 給付に利用できる年金純資産
7. ABO の保険数理現在価値を算定するのに使用した利率
8. 退職給付情報の算定日

1から4は APB 意見書第8号における開示項目で規定されている。それに加えて、SFAS 第36号では5から8の開示項目が追加されている。APB 意見書第8号は外部積立機関に関する開示を取り扱っていない。しかし、SFAS 第35号で企業年金制度が財務報告エンティティーに採用されたことにより、制度資産と年金債務の両方が重要と捉えられた。これは、企業が外部積立機関も含んだ企業の退職給付に関する積立状況を開示する必要があることを意味する。そのため、外部積立機関の制度資産として6が開示されるようになったと考えられる。また、年金債務に関しては財務報告エンティティーの論点以外に、ERISA 制定後、貸借対照表で退職給付に関する積立状況の表示を重視する必要があったことが関係する。1975年 DM ではどの年金債務を採用するかが論点に挙がり、SFAS 第35号では ABO が年金債務として採用されることが示された。そのため、各期末までの ABO の現在価値である5、5を算定する際に用いた利率である7、そしてこのような情報の算定

日である８が開示される必要があったと考えられる。

Ⅳ　SFAS 第87号の論点分析と残された課題

1．インフレと、生産性による影響

第１図　1970-1985年の米国のインフレ率と潜在 GDP 率（単位：%）

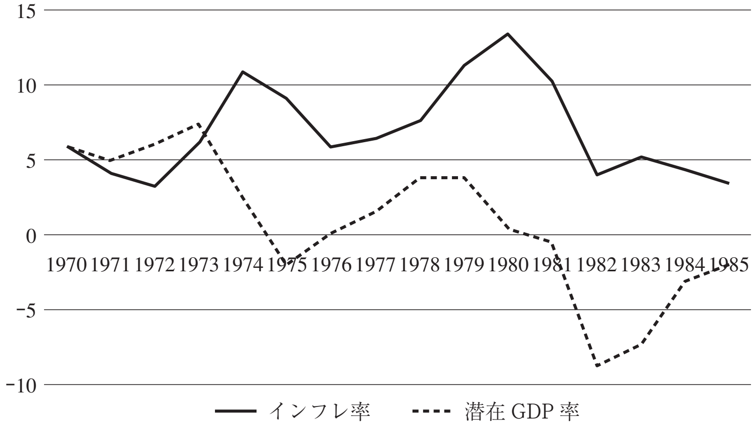

出所：International Monetary Fund（2001）

第１図に示すように、1970年代からの米国はインフレが激しかった。そして、当時の米国では物価変動に関する議論が盛んであり、会計基準も公表されている（FASB 1979）。これは当時の米国において、インフレによる影響が大きかったためと考えられる。また、当時の米国において、潜在 GDP も比較的成長している。そして、インフレと潜在 GDP の成長による影響は年金債務を算定する保険数理計算にも及んだ。年金債務を算定するための保険数理計算が考慮すべき要因に賃金増加、消費者物価指数、投資収益が挙げられた（FASB 1981, p. 178）。そして、賃金表には①技能の取得や責任等の価値の増加、②生産性の向上、③インフレに関する調整、の３点で予想される影響を反映させるべきと考えられた（FASB 1981, p. 179）。この３点すべてを考慮する場合、年金債務の算定に将来の昇給部分が含まれることになる。

これら３点のうち、①は伝統的に反映されていた（FASB 1981, p. 179）。①は従業員の能力の向上による昇給であり、定期昇給部分に該当する。①に加えて生産性とインフレの影響によるベースアップも年金債務の算定に反映させると、年金債務は増大する。②を賃金表に反映させる根拠として、「企業の賃金構造における上方シフトは、経済における生産性の向上による労働者の取り分と、インフレの圧力への反応から発生する」（FASB 1981, p. 179）としている。③を賃金表に反映させる根拠として「組織労働者は少なくとも消費者物価指数の増加と同じくらいの賃金増加を通して顧客の購買力を保護しようと試みる」ことと、年間のインフレ率が３％未満になると予測する経済学者がほとんどいないことを挙げている（FASB 1981, p. 179）。

2．1981年 DM と、予備的見解における論点整理

1981年２月、FASB は Discussion Memorandum（以下1981年 DM）「年金給付とその他退職後給付に関する事業主の会計に関連する論点の分析」（an analysis of issues related to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits）を公表した。1981年 DM は ERISA 制定による２つ目のプロジェクトであり、企業の退職給付の積立状況をどのように財務諸表に反映するかが取り扱われた。1981年 DM では、FASB が1980年に公表した財務会計概念書第３号の負債の定義に着目している。そこでは、「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡しまたは用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」（FASB 1980c, par. 28）と定義されている。そして、「発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲」が負債の定義に含まれていることから、将来の昇給部分を含む年金債務である PBO が負債の定義を満たすかどうかが論点になった。しかしながら、1981年 DM において、「過去の事象」に着目して将来の昇給部分に該当する勤労は期末時点では行なわれていないので、負債の定義を満たさないと考えられていた（FASB 1981, pars. 113 and 118）。そのため、1981年 DM

では ABO を負債の定義を満たす年金債務の概念と捉えていた。

しかし、1982年に公表された「予備的見解」で、FASB は次のような理由で将来の昇給部分が負債に該当するという結論を出した（FASB 1982, par. 28）。

1. 確定給付企業年金制度における企業の債務は従業員が既に行った勤労により発生する現在の債務である。
2. 経済的便益の発生の可能性の高い将来の犠牲を要求している債務が①企業年金制度設立、②企業年金制度により定められた従業員の勤労から生じ、結果として過去の取引や事象から生じる。

つまり、1981年 DM と予備的見解では将来の昇給部分に関係する勤労の時制に関する考え方が異なる。1981年 DM では将来の勤労を将来の昇給部分が負債の定義を満たす勤労と考えている。それに対して、予備的見解では過去の勤労を将来の昇給部分が負債の定義を満たすための勤労に該当すると考えている。

3. SFAS 第87号の論点分析と残された課題

（1）概要

1985年12月、FASB は SFAS 第87号「事業主の年金会計」（Employers' Accounting for Pensions）を公表した。SFAS 第87号は ERISA 制定により設けられた２つ目のプロジェクトの完成版である。SFAS 第87号は APB 意見書第８号にとって代わる公表物であり、企業の退職給付に関する財政状態や経営成績を財務諸表にどのように反映するかに焦点が当てられている。そして、SFAS 第35号と SFAS 第87号の公表により、ERISA 制定による受給権に関する年金積立を重視した企業年金会計へ変化した。SFAS 第87号が公表されたことにより、APB 意見書第８号と SFAS 第36号が廃止された（FASB 1985b, par. 9）。

（2）SFAS 第87号の論点分析と残された課題

SFAS 第87号は① PBO の採用、②外部積立機関も含んだ財政状態の反映、

③各期間の損益の構成要素、の3点が特徴である。

①の PBO の採用では、年金債務の概念に PBO が規定された。そして、SFAS 第87号では、ABO と PBO のうちどちらを採用するかで議論された。SFAS 第87号では ABO を支持する見解として Sprouse の見解が示されている。Sprouse は①将来の昇給部分に各期末時点の債務として合理的な部分があるかが問題であること、②将来の昇給部分が将来事象（インフレ、昇進、生産性の向上）に属すこと、を理由に挙げ、企業が各期末時点で将来の昇給部分に関する債務を負えないとしている（FASB 1985a, p. 5656; FASB 1985b, pp. 26-27)。それに対して、Wyatt は ABO の算定過程の矛盾を指摘し、PBO を支持した。Wyatt は、① PBO を現在価値に割り引くことでインフレの要素が取り除かれること、②将来の昇給部分を含まない ABO を割り引いた各期末の現在価値が年金給付に関する将来のキャッシュフローの予測を表現していないこと、③ ABO の現在価値を算定する時に用いる割引率が将来のインフレに関する予測を含んでいること、を理由に ABO の算定過程が矛盾としていると考えている（FASB 1985a, pp. 5656-5657; FASB 1985b, pp. 27-28)。また、Stewart は将来の昇給部分が各期末時点の債務でなくても、将来起こると予想されるインフレは保険数理計算の仮定と一貫していることを理由に PBO を支持している（FASB 1985a, p. 5664.)。このような見解がある中で、FASB は次のような理由から PBO と将来の昇給部分も仮定に含めた割引率の使用を支持した。

まず、PBO について、FASB は「(a) インフレを反映している将来の昇給を無視して年金費用または債務を測定することと、(b) そうした測定を行うにあたって期待インフレを反映している割引率を使用することは、矛盾する」という見解を検討している。これは、上記の Wyatt の見解に関する検討だと考えられる。この見解に基づくと「インフレの影響を含んでいない給付を割り引くことはインフレの影響を2度除去することになる」としている。これを受けてさらに、インフレを含んだ名目割引率とインフレを含まない実質割引率のどちらを採用するかに焦点が当てられた。そして、FASB は、実際の

取引で観察できる名目割引率を使用する方が理解しやすいという理由で、将来の昇給部分も仮定に含めた割引率の使用を支持した。(FASB 1985b, par. 143)

先の予備的見解では、FASB は PBO が財務会計概念書第 3 号の負債の定義を満たすと考えていた。しかし、SFAS 第87号では、負債の定義が年金債務の算定に将来の昇給部分を考慮すべきかどうかという問題を解決するものではないとの見解を示している（FASB 1985b, par. 143)。FASB は企業の確定給付企業年金制度における給付方法が将来の昇給部分を含んでいる場合に年金債務や年金費用に含めるべきとしている（FASB 1985b, par. 143)。将来の昇給部分は定期昇給部分以外にインフレと生産性の影響によるベースアップも含むため、年金債務を測定するときに米国経済の影響を受けると考えられる。貸借対照表では年金債務と外部積立機関へ拠出した制度資産との差額に未認識項目を調整して、退職給付の積立状況が表示される。PBO が制度資産の公正価値を超過する場合にはその差額を貸借対照表の負債として「未払年金費用」を、反対の場合には資産として「前払年金費用」を表示する。しかし、SFAS 第87号では将来の昇給部分を考慮しない ABO が制度資産の公正価値を超過している場合に、一定の条件を満たせばその差額である未積立 ABO を貸借対照表に表示するように負債額が調整される。追加最小負債額（＝ABO－制度資産－未払年金費用＋前払年金費用）を貸借対照表に計上する場合、追加最小負債額が未認識過去勤務債務額以下の範囲では「(借）無形資産[2)]××(貸）追加最小負債××」、追加最小負債額が未認識過去勤務債務額を超過した範囲では「(借）その他包括利益××(貸）追加最小負債××」という会計処理が行われる（FASB 1985b, pars. 36-38)。すなわち、ABO を年金債務の概念として採用する場合が存在する。

このように、割引率の観点から PBO を支持しているものの、SFAS 第87

2）「無形資産」は「発生の可能性の高い将来の経済的な給付」とされており、従業員の転職率の低下、生産性の改善、現金報酬の増額に関する要求の減少、受給権未確定部分の従業員を引き付ける期待の改善、が含まれる。(FASB 1982, par. 40.)

号ではABOが年金債務の概念として採用される場合があった。また、FASBはPBOが財務会計概念書第3号の負債の定義を満たすという立場をとっているが、年金債務の算定に将来の昇給部分を考慮すべきかどうかという問題を解決するには至っておらず、その問題は議論の余地があったと考えられる。

②の外部積立機関も含めた積立状況の反映は、従業員への年金給付は外部積立機関から行なわれるため、外部積立機関の積立状況を企業の財務諸表へ反映させることで、企業の負担すべき退職給付に関する積立状況を把握することができる。つまり、制度資産の財務諸表への反映により、外部積立機関も含んだ退職給付に関する積立状況を財務諸表に反映できるようになった。これは、SFAS第35号で企業年金制度を財務報告エンティティーとして採用されたため、外部積立機関も含めた退職給付に関する積立状況を企業の財務諸表に反映する必要があったと考えられる。この点について、中野（1994）は、外部積立機関を含めた退職給付に関する積立不足部分を従業員の企業に対する請求権と捉えている（中野 1994, 146-147頁）。このように、SFAS第87号では、外部積立機関の積立状況が企業の財務諸表に反映され、企業の負担すべき退職給付に関する積立状況を反映できるようなった。

③の各期間の損益の構成要素に関して、各期間の損益の構成要素は勤務費用、利息費用、期待運用収益、過去勤務債務償却額、数理計算上の差異償却額の5つが「純期間年金費用」（Net Periodic Pension Cost）に規定されている（FASB 1985b, par. 20）。勤務費用は従業員が勤労を行うことによって発生した各期間の「給付の数理的現在価値」である（FASB 1985b, par. 21）。そして、従業員が勤労を行った期間にその発生額を損益として計上する。つまり、SFAS第87号では従業員が各期間に行なった勤労による発生額をその該当期間に費用計上する「発生給付原価方式」に統一された。その理由として、①「発生給付原価方式」は「規定された給付の約束を反映して」いる、②「予測給付原価方式」による各期間の費用は「当該年度に稼得した給付の数理的現在価値ではない」、の2点を挙げた（FASB 1985b, pars. 132-133）[3]。APB意見書第8号では、「発生給付原価方式」以外に従業員の当該期間の勤

労による発生額を他の期間にも配分する「予測給付原価方式」も認められており、各期間の従業員の勤労による発生額を適正に認識することができなかった。つまり、SFAS 第87号では費用計上の会計処理を統一することによって、APB 意見書第８号の問題点②各期間の従業員の勤労による発生額と対応しない会計処理が存在したこと、を改善できたと考えられる。APB 意見書第８号の「発生給付原価方式」とは異なり、SFAS 第87号の「発生給付原価方式」では年金債務の算定に将来の昇給部分を含めている。しかしながら、将来の昇給部分に該当する勤労は各期末時点では行なわれていないとする見解がある。そのため、定期昇給部分とベースアップが関係する問題点②は未解決の部分が存在すると考えられる。

利息費用は各期首の年金債務が各期末まで経過するにつれて発生する各期間の増加部分である（FASB 1985b, par. 22）。つまり、利息費用は将来の昇給部分を考慮した仮定に基づいて算定された勤務費用の合計額である年金債務と関連しており、勤務費用と同様年金債務を算定する上で重要である。

制度資産の収益は期待運用収益が用いられる（FASB 1985b, pars. 23 and 30）。数理計算上の差異は将来の予測分を含む PBO と制度資産の公正価値の実際額との差を修正するための役割を果たしている。しかし、数理計算上の差異に計上された金額のうち、損益として認識されるのは各期首における PBO と制度資産のうち大きい方の10％を超過した部分のみに限られる（FASB 1985b, par. 32）。このような会計処理は「コリドー・アプローチ」と呼ばれている。FASB は次のような理由から「コリドー・アプローチ」を採用した（FASB 1985b, pars. 187-188）。

1. 各期間の「純期間年金費用」に影響させることなく利得と損失を相殺できる合理的な方法である。
2. 「コリドー・アプローチ」は制度資産に関する利得と損失を積立上

3）　SFAS 第87号では、APB 意見書第８号における「発生給付原価方式」を「給付方式」、「予測給付原価方式」を「原価方式」と表現している。これらの具体的な方式については AICPA（1966）, par. 20 と FASB（1981）, p. 69 を参照していただきたい。

の目的で処理するために使用されている方法に類似している。

3. 償却の対象となる利得および損失は制度資産と PBO の変動により生じるから、これらと関連付けるのが適当である。

以上、検討してきた各期間の損益の構成要素は次のように計上される。

（借方）　純期間年金費用　××　　（貸方）　未払年金費用　××

純期間年金費用＝勤務費用＋利息費用－期待運用収益

±過去勤務債務償却額±数理計算上の差異償却額

SFAS 第87号では、企業が負担すべき退職給付に関する積立状況を外部の利害関係者に報告することができるようになった。この点で以前の退職給付会計よりも進展を遂げた。また、外部積立機関を含んだ企業の退職給付に関する積立状況を把握可能としたこの会計基準の影響は大きかった。国際会計基準や日本でもその後、外部積立機関も含んだ退職給付に関する積立状況を把握可能とする退職給付会計が導入され、模範となった。

APB 意見書第８号では費用計上に焦点を置いた収益費用アプローチが採用されていた。それに対して、ERISA 制定により年金積立を重視した SFAS 第87号は年金債務や制度資産の変動を各期間の費用として計上しているため、資産負債アプローチへ移行したという見解がある（Wolk, Dodd and Rozycki 2013, p. 641-646）。確かに、各期間の年金債務の変動額を各期間の損益に反映しているため、資産負債アプローチの特徴を備えている。しかし、「発生給付原価方式」に基づいて算定される勤務費用は従業員の各期間の勤労による発生額であり、その従業員の勤労は企業の収益獲得のために投入された努力または犠牲である。つまり、各期間の従業員の努力や犠牲が損益の構成要素に反映されているため、収益費用アプローチの特徴も備えている。すなわち、SFAS 第87号は資産負債アプローチと収益費用アプローチの両方を含んでいると思われる。

V　結

本稿は、APB 意見書第８号公表後から SFAS 第87号までの米国における

退職給付会計を取り上げた。

時代背景では、ERISA 制定とインフレが退職給付会計に影響を与えた。ERISA 制定により従業員の受給権が保護され、企業にとって将来の年金給付に備えた積立が義務となったことが重要である。また、ERISA により退職給付の考え方が変化した。APB 意見書第８号公表時の「生活保障説」と「功労報償説」は、ERISA により「賃金後払説」へと変化したと考えられる。そして、ERISA では企業の都合で従業員の勤労により発生した給付を減額することが認められていないため、VBO に受給権未確定部分を加えた ABO が必要になったと考えられる。さらに、1970年代から米国のインフレの影響が大きく、生産性の向上もあり、ABO に将来の昇給部分を加えた PBO が必要になったと考えられる。将来の昇給部分はインフレや生産性の影響によるベースアップも含まれるため、年金債務を測定するときに米国経済の影響を受ける。

APB 意見書第８号公表時点では解決されていなかった会計処理の問題点として、①受給権未獲得部分に関する年金給付額が一部しか計上されなかったこと、②各期間の従業員の勤労による発生額と対応しない会計処理が存在したこと、③外部積立機関の捉え方、の３点を挙げた。SFAS 第87号は問題点①と問題点③を解決することができたと考えられる。しかし、問題点②に関しては完全には解決されていない。SFAS 第87号では会計処理を「発生給付原価方式」に統一したことにより、問題点②を改善できたと考えられる。しかし、SFAS 第87号の「発生給付原価方式」には年金債務の算定に将来の昇給部分を含めている。そして、SFAS 第87号において将来の昇給部分を年金債務の算定に含めるべきかという問題点については明確な根拠が示されておらず、議論の余地があるように思われる。このため、将来の昇給部分を年金債務の算定に含めることに関する理論的な根拠を明確にする必要があるのではないかと考える。後に公表される SFAS 第158号でもこの問題点②は検討課題である。

（筆者は関西学院大学大学院商学研究科博士課程後期課程）

＜参考文献＞

American Institute of Certified Public Accountants (1966), *APB Opinion No. 8: Accounting for the Cost of Pension Plans,* AICPA.（日本公認会計士協会国際委員会訳（1978）「第８号 年金制度の原価の会計処理」『AICPA 会計原則審議会意見書』財団法人大蔵財務協会、81-118頁。）

American Institute of Certified Public Accountants (1973), *OBJECTIVES OF FINANCIAL STATEMENTS,* AICPA.（川口順一訳（1976）『アメリカ公認会計士協会　財務諸表の目的』同文舘。）

Benefits Link (2012), *ERISA in the United States Code.* (http://benefitslink.com/erisa/crossreference_short.html)

Financial Accounting Standards Board (1975), *FASB DISCUSSION MEMORANDUM: an analysis of issues related to Accounting and Reporting for Employee Benefit Plans,* FASB.

Financial Accounting Standards Board (1979), *Statement of Financial Accounting Standards No. 33: Financial Accounting and Changing Prices,* FASB.

Financial Accounting Standards Board (1980a), *Statement of Financial Accounting Standards No. 35: Accounting and Reporting by Defined Benefit Pension Plans,* FASB.

Financial Accounting Standards Board (1980b), *Statement of Financial Accounting Standards No. 36: Disclosure of Pension Information (An Amendment of APB Opinion No. 8),* FASB.

Financial Accounting Standards Board (1980c), *Statement of Financial Accounting Concepts No. 3: Elements of Financial Statements of Business Enterprises,* FASB.（平松一夫・広瀬義州訳（2002）「財務会計諸概念に関するステートメント第６号 財務諸表の構成要素」『FASB 財務会計の諸概念＜増補版＞』中央経済社。）

Financial Accounting Standards Board (1981), *FASB DISCUSSION MEMORANDUM: an analysis of issues related to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits,* FASB.

Financial Accounting Standards Board (1982), *Preliminary Views of the Financial Accounting Standards Board on major issues to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits,* FASB.

Financial Accounting Standards Board (1985a), *Public Record-Preliminary views on employers' accounting for pensions and other postemployment benefits dated November 1982 and Discussion Memorandum on employers' accounting for pensions and other postemployeemnt benefits dated April 19, 1983: position papers submitted in respect of preliminary views and Discussion Memorandum,* FASB.

Financial Accounting Standards Board (1985b), *Statement of Financial Accounting Standards No. 87: Employers' Accounting for Pensions,* FASB.（三菱 UFJ 信託銀行 FAS 研究会訳（1997）「財務会計基準書第87号　事業主の年金会計」『米国の企業年金会計基準と適用指針：FAS 87号・88号/87号Ｑ＆Ａ』白桃書房、43-105頁）

Financial Accounting Standards Board (2010), *Statement of Financial Accounting Standards No.*

158: Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans―an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132 (*R*) (*AS AMENDED*), FASB.

International Monetary Fund (2001), *The World Economic Database December 2001.* (http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2001/03/data/)

Treynor, J. L. (1977), "The Principles of Corporate Pension Finance," *The Journal of Finance,* Vol. 32, No. 2, pp. 627-638.

Wolk, H. I., J. L. Dodd and J. J. Rozycki (2013), *ACCOUNTING THEORY Conceptual Issues in a Political and Economic Environment* (*Eighth edition*), SAGE Publications.

Wooten, J. A. (2004), *The Employee Retirement Income Security Act of 1974: A Political History,* Employee Benefit Research Institute.（みずほ年金研究所監訳（2009）『エリサ法の政治史：米国企業年金法の黎明期』中央経済社。）

財団法人　高年齢者雇用開発協会（1982）『アメリカにおける企業年金制度の現状』財団法人　高年齢者雇用開発協会。

第一生命保険相互会社（1982）『企業年金実務シリーズ⑧　企業年金白書』社会保険広報社。

堤一浩（1991）『現代年金会計論』森山書店。

土居丈朗（2010）「アメリカの経済政策と経済学」渡辺靖編『現代アメリカ』有斐閣、60-83頁。

中野誠（1994）「年金会計における従業員受給権保護の思潮―年金基金の所有権の分析視角から―」『産業経理』Vol. 54（3）、138-148頁。

藤田直樹（2015）「米国における退職給付会計の変遷に関する考察―APB 意見書第８号公表まで―」『関西学院商学研究』第70号、41-64頁。

右谷亮次（1993）『企業年金の歴史―失敗の軌跡』企業年金研究所。